

前回会合で委員から指摘のあった 事項への回答について

平成29年1月20日

経 濟 産 業 省
環 境 省

指摘事項	回答
<p>① 消費者への周知・広報に関して、経済産業省の特設ページにおいて周知を行っているが、消費者に対してより分かりやすく改良すべきではないか。</p>	<p>消費者に対してより分かりやすくなるよう、経済産業省の特設ページにおいて、無許可の回収業者の4つの典型例(トラック、空き地、チラシ、インターネット)を記述した。なお、平成28年度、製造業者等、小売業者とも連携して、ポスターの作成を行ったが、当該ポスターにおいても無許可の回収業者の4つの典型例を示した(資料3-1参照)。</p>
<p>② 環境教育について、消費者庁が実施している「倫理的消費」調査研究会や、文部科学省と連携して学校教育の場で取り上げることはできないか。また、企業の教育の場で取り上げることはできないか。</p>	<p>環境教育に関して、学校教育の場で小型家電リサイクル法の普及と併せて、家電リサイクル法の周知・広報を実施した(資料3スライド4参照)。また、事業者向けに「オフィス等から発生する使用済製品リユースのための手引き」を平成28年5月に策定、公表し、使用済製品の排出の手順について示した。</p>
<p>③ 市区町村が義務外品の回収体制を構築しない、又は、構築できない理由は何か。</p>	<p>今年度、市区町村に対して実施した調査によると、義務外品の回収体制を構築しない、又は、できない理由として多いのは、「問合せが無い」、「現状で不都合が生じていない」等の理由が挙げられている。</p>
<p>④ 消費者の排出利便性の観点からも、義務外品の回収体制を早急に構築する必要があるが、どのように取組を進めるつもりか。構築できていない市区町村を公表してはどうか。</p>	<p>「特定家庭用機器廃棄物回収率目標達成アクションプラン」に国の「具体的な取組」として、「市町村に対して回収体制の有無について連絡するとともに、体制が構築できていない市町村には、体制構築について個別で周知する。」を追加(参考資料4参照)。平成28年度6月末に、義務外品の回収体制が未構築の市区町村に対して、環境省から、体制を整えるよう個別で通知したところ。また、今年度は都道府県別の未構築市区町村数を公表することとしたところ。一方、小売業者等との協力により義務外品を回収できるにもかかわらず、住民への周知方法が適切でないなどのため、回収体制が未構築である市区町村もある。そのため、義務外品の回収体制を構築した市区町村の事例を集め、未構築市区町村向けの平易なパンフレットを作成し義務外品の回収体制構築を支援してまいりたい(資料3-2参照)。</p>
<p>⑤ 消費者の排出利便性の観点から、排出の場でリサイクル券を発行できるような、ワンストップで消費者が排出できる仕組みを作っていただきたい。</p>	<p>家電リサイクル券については、小売業者だけでなく、市区町村の推薦を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者においても活用できることとなっている。そのため、家電リサイクル券の活用が進むよう、一般財団法人家電製品協会とも連携を図りつつ、改めて、小売業者や市区町村等への周知を図ってまいりたい。</p>

指摘事項	回答
<p>⑥ リサイクル料金の低減化を目指し、低コストで高度なリサイクルを実施すべきではないか。また、製造業者等への報告徴収の結果等を専門家に検討していただくべきではないか。</p>	<p>リサイクル料金については、リサイクルに要した費用を上回ってはならず、報告徴収を通して製造業者等から報告いただいているところであるが、専門家の意見を伺いながら、引き続き検討してまいりたい。</p> <p>また、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により、省CO₂型のリサイクル高度化設備を導入する際に補助を行うことで、より高度なリサイクルの支援を行ってまいりたい。</p>
<p>⑦ 違法な回収業者対策について、地方自治体や地方環境事務所において警察のOBをどのように採用しているのか。</p>	<p>地方環境事務所において警察OBが配置された実績はないが、地方自治体の廃棄物部局に警察からの出向者やOBを配置している自治体もあると聞いている。</p>
<p>⑧ 違法な回収業者対策の事例集において、違法事例を示すようにして、地方自治体が執行しやすいようにするべきではないか。</p>	<p>平成28年4月に違法な回収業者対策の事例集を全地方自治体に情報共有したところであるが、地方自治体が執行しやすいように、引き続き事例の収集を行い、情報共有を行いたい。</p>
<p>⑨ 違法な回収業者対策について、警察庁との意見交換だけではなく、市区町村、都道府県、環境省、経済産業省、警察等の関係主体が一堂に会して検討を行るべきではないか。</p> <p>また、地方自治体における取締り強化をお願いしたい。鳥取県のような条例整備を他の自治体に働き掛けるべきではないか。</p> <p>さらに、地方自治体の現場において廃棄物該当性の判断が難しいのであれば、法制度の改正も検討いただきたい。</p>	<p>平成28年度、国、市区町村、都道府県が連携した違法な回収業者対策のモデル事業を実施予定であり、課題を明らかにした上で検討してまいりたい（資料3－3スライド7参照）。</p> <p>また、平成28年1月19日まで意見募集されている「廃棄物処理制度専門委員会報告書（案）」において、「使用済電気子機器等を保管・処分等を行う者について一定の規制に係らしめ、報告徴収、立入検査や処理基準違反があった場合に必要な措置を行うことなどができるようすべき」とされている（資料3－3スライド8参照）。</p>
<p>⑩ 小売業者の中には、廃棄物処理許可業者を紹介し、小売業者の義務を果たしていない例もあると聞くが、回収率目標達成アクションプランにも反すると思われるので、即刻で辞めていただきたい。</p>	<p>小売業者において、他の廃棄物処理許可業者等を紹介し、自らは特定家庭用機器廃棄物を引き取らないと表示することは引取拒否であり、引取義務違反に該当する可能性がある。また、引取りの申込みがあった場合に他の廃棄物処理許可業者等を紹介することは引取義務違反である。</p> <p>これらについては、これまで小売業者に周知を行ってきたところであるが、引き続き、周知徹底を図ってまいりたい。</p>

指摘事項	回答
⑪ 中古品の不正輸出や雑品スクラップの輸出について、取締りを強化すべきではないか。	<p>平成28年1月23日まで意見募集されている「中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ合同会議報告書（案）」において、雑品スクラップの不適正輸出に関して、「現場において、混合物を含め客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるよう、特定有害廃棄物等の範囲の明確化と分かりやすい該非判断基準の整備を行うべき」とされている。</p> <p>また、リユース品については、今後の課題として、「リユース品と電気電子機器廃棄物との区別に係る国際ガイドラインの内容も踏まえて、我が国におけるリユース品の判断基準については、適宜適切な検証を行うとともに、必要な場合には実効性の観点から更なる実態把握を行うべき」とされている（資料3スライド14参照）。</p>
⑫ エアコンの見えないフローをどのように把握するのか。併せてフロンの取扱いも調査すべきではないか。	<p>「使用済家電の流通フローの精緻化に関する検討会」で検討を進め、鉄・非鉄スクラップ業者や不用品回収業者に対してヒアリングを実施し、見えないフローの補完等を行った。一方で、定量的な引取・引渡実態の解明までには至らなかつた（資料3－5参照）。</p> <p>フロンの取扱いについては、エアコンを排出する際には、ポンプダウンなど適切な方法で回収する必要があることを引き続き周知してまいりたい。</p>
⑬ 一般廃棄物処分許可業者における処理状況についても調査していただきたい。	昨年度の合同会合においては調査が完了しておらず、報告できなかつたため、本合同会合において平成27年度の調査結果と合わせて平成26年度の調査結果を報告させていただく（資料4－2参照）。
⑭ 平成26年度、廃家電を取り扱った産業廃棄物処分許可業者は9社のことであったが、それで全体か。精緻に把握すべきではないか。	産業廃棄物許可業者の処理状況の把握・指導について都道府県・政令市の部局長及び主管課長に文書を通知し、口頭で説明を行つたところであり、精緻な把握に努めている（資料4－1スライド2参照）。
⑮ 廃棄物処分許可業者に対して、アンケート調査にとどまらず、家電リサイクルプラントと同等の立入調査を実施していただきたい。	<p>廃棄物処分許可業者の処理状況の把握・指導について都道府県・政令市の部局長及び主管課長に文書を通知し、口頭で説明を行つたところ。</p> <p>自治体においては、定期的な立入検査等により、当該事業者の処理状況を確認している。</p>
⑯ 欧州のRE、CE政策とどのように関連付けていくかを検討する必要があるのではないか。	欧州のRE、CE政策については、その経緯の調査や日本との取組との比較を行いつつ、今後の日欧の協力の在り方について検討を進めているところ。